

# インボイス制度(適格請求書等保存方式) の登録について ご確認ください

## 登録は事業者の任意です

適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

## 売上先が適格請求書を必要とするか検討

一般消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対して必ずしも適格請求書の交付義務はありません。例えば、顧客が一般消費者のみの場合には、適格請求書を交付する必要はありません。取引先が課税事業者の場合、適格請求書が必要かどうか、登録しないことで影響があるかどうか今一度ご検討ください。

## 登録を申請した場合・申請しない場合について

登録を受けると、登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、消費税課税事業者として申告と消費税の納税が必要です。

登録を受けない場合、消費税免税業者を継続出来るため、今まで通り消費税の納付は不要です。売上先へ適格請求書を交付できませんが、売上先は制度開始から6年間は一定の経過措置が適用できます。(この期間の終了後は仕入税額控除ができなくなります。)

## 登録申請のスケジュール

令和5年9月30日までの間に登録申請書を提出すれば令和5年10月1日より適格請求書発行事業者となります。

## 登録申請は2通り

e-Tax による登録申請 …電子証明書付きマイナンバーカードをご持参下さい、申告会でサポート致します。  
郵送による登録申請 ……申告会に申請書類をご用意しています、所轄地域のインボイス登録センターへご送付いただきます。

## 登録申請から通知が来るまでの期間の目安(令和5年5月12日現在)

e-Tax による登録申請なら約1か月半、郵送による登録申請は約3か月程かかるようです。

## 消費税(一般課税・簡易課税)の選択

一般課税とは、実際に預かった消費税—実際に支払った消費税=納める納税額 を計算する方法です。適格請求書等(インボイス登録番号の記載のある請求書領収書等)の保存が必要です。  
簡易課税とは、実際に預かった消費税から納付する消費税額を計算するので、支払った消費税の適格請求書等の保存は不要です。ただし簡易課税制度を選択する届出書を期限内に提出する必要があります。  
※インボイス制度を機に免税事業者から課税事業者になられた方は、業種に関わらず売上税額の2割を納付する2割特例が選択できます。(R5年10月~R8年12月まで) 詳しくは国税庁HPか事務局へお尋ねください。